

平成22年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

教育委員会

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用類型 2 |
|-----------|------------------------------|------------------------------|-----------|----------------|------------|---|-----------|-----------|
| 教育総務課 | 滋賀県立学校機械警備業務委託 | 県立学校の機械警備 | 平成22年4月1日 | セコム株式会社 | 14,964,780 | 警備機器が業者ごとに異なるため、現行業者以外では、機器撤去工事費が必要となり、競争入札に付する方が不利であるため。 | 2号 | 3イ |
| 教育総務課 | 八日市南高等学校グラウンド改修にかかる測量・設計業務委託 | 八日市南高等学校グラウンド改修にかかる測量・設計業務委託 | 平成22年6月3日 | 滋賀県土地開発公社 | 5,145,000 | 県立学校の用地造成の大半を手がけており、学校用地関係の作業内容を熟知し、円滑な業務遂行が図れるため。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 滋賀県埋蔵文化財センター管理運営委託 | 滋賀県埋蔵文化財センター管理運営業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 29,359,050 | 滋賀県埋蔵文化財センターは埋蔵文化財の保存・活用・調査・研究・資料収集および整理・収蔵および保管・啓発を所掌する機関である。 他方、(財)滋賀県文化財保護協会は本県が中心となって設立した団体であり、県下の歴史、芸術または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を行ってきた。 滋賀県埋蔵文化財センターの所管業務は(財)滋賀県文化財保護協会が県から受託した発掘調査による出土遺物の保存・活用を行うものであることから、双方の事業所が一体的に運営していくことが効率的である。従って(財)滋賀県文化財保護協会が唯一これらの業務を行うことができる団体である。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|--------------------------------|--|-----------|--------------------|------------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 滋賀県立琵琶湖文化館 管理委託 | 滋賀県立琵琶湖文化館管 理業務(休館後の収蔵機 能の維持管理、他の公立 博物館等での公開展示支 援、普及啓発事業等) | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化 財保護協会 | 21,891,450 | (財)滋賀県文化財保護協会は本県が中心と なって設立し、県下の歴史、芸術または学術上価 値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を 行ってきた団体であり、滋賀県立琵琶湖文化館、 滋賀県立安土城考古博物館、滋賀県埋蔵文化 財センター等の文化財関係施設を受託してきた 実績を有している。 また、当協会には琵琶湖文化館の7,600点を超 える国宝・重要文化財を含む美術工芸品の収蔵 状況を熟知している学芸員が所属している。 従って(財)滋賀県文化財保護協会が唯一これ らの業務を行うことができる団体である。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 琵琶湖開発事業関連埋 蔵文化財保管整理業務 委託 | 琵琶湖開発事業関連埋蔵 文化財保管整理業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化 財保護協会 | 69,327,300 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があること から、記録保存を前提とした発掘調査の実施は 公共機関もしくは公共的機関が実施することを原 則としているが、県教委にはその体制がなく、 (財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。 同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存 を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施して きた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文 化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文 化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持っ た人材を有することが必要であり、滋賀県文化財 保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調 査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業 者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用 類型 2 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-----------|----------------|------------|--|-----------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(下羽田遺跡(浄化池))発掘調査委託 | 埋蔵文化財(下羽田遺跡(浄化池))発掘調査業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 31,871,700 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)発掘調査業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 21,834,750 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|---------------------|---------------------|-----------|----------------|------------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(佐和山城遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(佐和山城遺跡)発掘調査業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 10,711,050 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(塩津港遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(塩津港遺跡)発掘調査業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 26,134,500 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|------------------------|------------------------|-----------|----------------|------------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(宇佐山古墳群)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(宇佐山古墳群)発掘調査業務 | 平成22年4月7日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 35,569,800 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査業務 | 平成22年4月8日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 8,193,150 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|------------------------|------------------------|-----------|----------------|------------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(浄土屋敷遺跡その1)整理調査委託 | 埋蔵文化財(浄土屋敷遺跡その1)整理調査業務 | 平成22年4月8日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 10,891,650 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(浄土屋敷遺跡その2)整理調査委託 | 埋蔵文化財(浄土屋敷遺跡その2)整理調査業務 | 平成22年4月8日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 7,207,200 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|---------------------|---------------------|------------|----------------|-----------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)整理調査業務 | 平成22年4月8日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 7,989,450 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査業務 | 平成22年4月20日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 5,609,100 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|---------------|-------------------------|-------------------------|------------|----------------|------------|---|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(関津遺跡・関津城遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(関津遺跡・関津城遺跡)発掘調査業務 | 平成22年4月21日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 10,540,950 | <p>埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。</p> <p>その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。</p> <p>なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。</p> | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)発掘調査業務 | 平成22年4月21日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 39,361,350 | <p>埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。</p> <p>その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。</p> <p>なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。</p> | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 | 適用類型 |
|-----------|---------------------|---------------------|------------|----------------|------------|--|------|------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(下長遺跡ほか)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(下長遺跡ほか)発掘調査業務 | 平成22年4月26日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 34,435,800 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)試掘調査委託 | 埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)試掘調査業務 | 平成22年5月6日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 20,934,900 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用 類型 2 |
|-----------|---------------------|---------------------|------------|----------------|-----------|--|-----------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(蛭子田遺跡)発掘調査委託 | 埋蔵文化財(蛭子田遺跡)発掘調査業務 | 平成22年5月10日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 9,562,350 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(松原内湖遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(松原内湖遺跡)整理調査業務 | 平成22年5月17日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 8,954,400 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用 類型 2 |
|-----------|-------------------|-------------------|------------|----------------|-----------|--|-----------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(金貝遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(金貝遺跡)整理調査業務 | 平成22年5月17日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 5,460,000 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(番場遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(番場遺跡)整理調査業務 | 平成22年5月31日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 5,898,900 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 1 | 適用 類型 2 |
|----------------|--------------------|---------------------|------------|----------------|-------------|--|---------------|---------------|
| 文化財保護課 | 埋蔵文化財(春日北遺跡)整理調査委託 | 埋蔵文化財(春日北遺跡)整理調査業務 | 平成22年6月28日 | 財団法人滋賀県文化財保護協会 | 7,143,150 | 埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。 | 2号 | 3イ |
| びわ湖フローティングスクール | 運航管理委託 | 学習船「うみのこ」の運航・管理業務 | 平成22年4月1日 | 琵琶湖汽船株式会社 | 152,497,784 | 委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため ・北湖、南湖を含む琵琶湖一円での大型船の運航実績を有する。 ・寄港地活動や乗下船を行うための棧橋を琵琶湖一円に保有している。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。 | 2号 | 3イ |
| びわ湖フローティングスクール | 給食業務委託 | 学習船「うみのこ」船内での給食提供業務 | 平成22年4月1日 | 琵琶湖汽船食堂株式会社 | 44,329,950 | 委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため。 ・船内事情を熟知し、年間を通して船内宿泊勤務が可能な体制をもっている。 ・「うみのこ」の母港である大津港に近接して陸上施設を有し、物資の搬入搬出、残飯やゴミ処理が迅速に行える。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。 | 2号 | 3イ |